お知らせ

制度•業務

防災

木造住宅耐震化補助制度

耐震診断補助制度

対象 昭和56年5月以前に建築された木造住宅 の所有者等

補助額 1戸あたり上限5万円

耐震に関する各種工事等の補助

工事着手前に申請が必要です。また、対象とならない場合もありますので、事前にご相談ください。

- ①耐震改修工事補助制度:工事費用の80%(上限 100万円)
- ②耐震シェルター設置補助制度:設置費用の70% (1戸あたり上限40万円または所得により60万円)
- ③木造住宅除却補助制度:上限40万円

対象 次の要件全てを満たす人

- ▷昭和56年5月以前に建築された木造住宅
- ▷耐震診断後の施工
- ▷所有者等の属する世帯の課税標準額が507万 円未満

※いずれも1.000円未満の端数は切り捨てます。

問 営繕課 ☎892-0121

申請 耐震補助金・ブロック塀等補助金に 関する代理受領制度

この制度は、「木造住宅耐震化補助制度」と「ブロック塀等撤去・改修補助制度」の補助金の受け取りを、申請者に代わって工事等の実施業者が受け取る制度です。これにより、申請者は補助金を差し引いた費用を用意すればよくなり、立替費用の負担が軽減されます。

- ※代理受領できるのは申請者と契約した業者に限ります。
- 問 営繕課 ☎892-0121

防災 ブロック塀等撤去・改修補助制度

工事着手前に申請が必要です。

また、対象とならない場合もありますので、事前に ご相談ください。

対象 次に該当する塀の撤去・改修

- ▷国・府・市が管理する道路に面するコンクリート ブロック塀・石塀・コンクリート塀・レンガ塀・土 塀であること
- ▷撤去する塀の高さが60撃以上であること
- ▶一部撤去の場合は撤去後の塀の高さが全て60 撃以下となること
- ▶塀が道路に残ったり、水路等の公共施設に突出したりしないこと
- ▷改修により新たにブロック塀等を設置する場合は、その高さを全て60撃以下とし、60撃を超える部分は軽量なフェンスとすること
- ○改修により生け垣を設置する場合は、1点あたり2本以上連続して植えること

※高さはいずれも道路面からの高さです。

補助額 ①撤去:費用の80%(上限10万円)

②改修:費用の80%(上限20万円)

※②のみの補助を受けることはできません。いずれも1,000円未満の端数は切り捨てます。

申込·問 営繕課 ☎892-0121

子育で 児童扶養手当の定例払い

7月の定例払いは7/9盆です。

この手当は父母の離婚等により、父または母と生計を同じくしていない児童(18歳になってから最初の3/31までの児童または一定の障がいがある場合は20歳未満の児童)を養育する母、監護し、かつ生計を同じくする父、または父母以外で児童を養育する人に支給されます。

受給には公的年金給付との支給調整や本人と扶養 義務者(同居の親族)の所得制限、支給要件などの 条件があります。また、受給資格がなくなったとき は、すぐに届け出をしてください。

問 子育て支援課 ☎893-6406

新型コロナウイルス対策のため、催し等の開催を中止・延期する可能性があります。 また、催し等に参加する場合も、事前検温、マスク着用、身体的距離確保等の配慮をお願いします。

申請 マイナンバーカード土・日曜日受付・交付

交付通知書や有効期限通知書を持ち、平日来庁できない人は、手続きにお越しください。また、申請時来庁方式による受け付けも行っていますので、必要な持ち物を確認の上、ご利用ください。

□時 7/3 出·11 (□)·17 出·25 (□) 9:00 ~ 12:00 ※予約優先制。

予約サイト https://tmnc.task-asp.net/cu/272302/mnr/

予約電話 ☎0570-048978

(平日9:00~17:30)

場所 市役所本館1階 市民課 ※必ず本人がお越しください。

※予約は申請·交付のみです。電子証明書の更新手続き等は予約不要です。

※詳細は、ホームページまたはお問い合わせくだ さい。

問 市民課 ☎892-0121

福祉 重度障がい者医療助成

対象 次のいずれかに該当する人

- ①身体障がい者手帳1・2級を持っている
- ②療育手帳 A を持っている
- ③療育手帳B1を持っており、身体障がい者手帳3 ~ 6級を持っている
- ④精神障がい者保健福祉手帳1級を持っている
- ⑤難病等の受給者証を持っており、障がい年金(または特別児童扶養手当) 1級に該当する
- ※所得制限あり。助成開始は申請月から。

申込・問 障がい福祉課 ☎893-6400



量祉 軽度難聴児の補聴器購入等助成事業

補聴器の購入等にかかる費用の一部を助成します。なお、対象となる補聴器の種類、台数、交付額には定めがあります。

対象 次の要件全てに該当する人

- ①18歳未満
- ②保護者が市内居住
- ③両耳の聴力レベルが30dB以上
- ④身体障がい者手帳に該当せず、国の補装具制度や 大阪府難聴児補聴器交付事業等の対象とならない
- ⑤本事業により再支給を受ける場合、前回交付決 定日から5年以上経過している(ただし、修理・ 交換を除く)
- ⑥保護者が属する世帯に、市町村民税所得割額が 46万円以上の人がいない

申請に必要なもの

医師の意見書(所定の様式。障がい福祉課で配布)、見積書、印鑑、検査料がかかった場合、領収書(原本)と振込先口座の分かるもの

問 障がい福祉課 ☎893-6400

税•保険•年金

税 所得税及び復興特別所得税の 予定納税(第1期分)

前年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告な どに基づき、予定納税が必要な人には、6月中旬に 予定納税額の通知書を送付しています。

廃業、休業または業況不振等の理由で、予定納税の 減額申請をする場合は、7/15休までに「予定納税 額の減額申請書」を提出してください。

納期限・振替日 8/2 例

問 枚方税務署 ☎844-9521

税

市税の納期限

固定資産税・都市計画税第2期分の納期限は8/2 例です。期限までに納めてください。

問 税務室 ☎892-0121

16 17